

警察庁丁少発第189号
蔵理第4618号
健医地発第93号
平成12年12月25日

全国たばこ販売協同組合連合会会長 上迫 邦彦
沖縄県たばこ卸事業協同組合理事長 安慶名 忍
(社)日本フランチャイズチェーン協会会長 後藤 茂
日本チェーンストア協会会長 岡田 元也
日本スーパーマーケット協会会長 清水 信次
(社)日本ボランタリー・チェーン協会会長 林 信太郎
(社)日本セルフサービス協会会長 石戸 孝行

殿

警察庁生活安全局少年課長

大蔵省理財局
たばこ塩事業審議官

厚生省保健医療局
地域保健・健康増進栄養課長

未成年者喫煙防止対策の推進について（要請）

謹啓 初冬の候 貴台におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、未成年者の非行防止に関しまして、御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、最近の少年非行情勢につきましては、凶悪・粗暴な犯罪が深刻化する中において、社会を震撼させる特異・重大事案が相次いで発生するなど、誠に憂慮すべき状況であります。重大な非行に至るまでには、喫煙や飲酒、深夜遊興などの問題行動を繰り返すことが指摘されており、こうした問題行動の段階での適切な対応が強く望まれているところであります。特に、未成年者の喫煙につきましては、平成11年中の不良行為少年の補導人員約100万人のうち、喫煙による補導人員が約49万人と半数近くを占めるなど、深刻な状況にあります。また、平成8年の国立公衆衛生院の調査では、月1回以上喫煙する者の割合が、中学1年男子では7.5%、高校1年男子では24.7%に上っているとされております。このような未成年者の喫煙は本人の健康に悪い影響を及ぼすとされております。

こうした状況を踏まえ、御承知のとおり第150回臨時国会において、別添のとおり未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律（平成12年法律第134号）が成立、12月1日公布され、12月31日から施行されます。

未成年者喫煙禁止法に係る改正の要点は

- 1 未成年者に対するたばこ等の販売禁止違反に対する罰則について、その法定刑を50万円以下の罰金（現行2万円以下の罰金）とすること。（第4条関係）

2 両罰規定の整備。(第5条関係)

の2点です。

つきましては、未成年者の喫煙を防止するため、たばこ類の販売においては、販売者が購入者を確認した上で販売を行う、いわゆる「対面販売」を心がけていただくとともに、

- ① 未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底
- ② 未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められるたばこ自動販売機の撤去又は設置場所の変更
- ③ 未成年者の購入を防止するための、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底
- ④ たばこの特性、未成年者の心身に対する影響及び未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施
- ⑤ 未成年者喫煙禁止法の改正内容の周知徹底
- ⑥ ポスターの掲示などによる未成年者喫煙防止の注意喚起

に積極的に取り組んでいくことが緊要であると考えます。

したがいまして、上記の措置を講じていただき、未成年者の喫煙防止が図られるよう御理解と御協力をお願いします。

敬具